

別紙 8

保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）

【平成24年4月1日施行】

改 正 案		現 行	
別表第一		別表第一	
前歯部の <u>金属歯冠</u> 修復に金合金又は白金加金を使用した療養	前歯部の <u>金属歯冠</u> 修復に歯科鑄造用金銀パラジウム合金を使用した療養	前歯部の <u>鑄造歯冠</u> 修復に金合金又は白金加金を使用した療養	前歯部の <u>鑄造歯冠</u> 修復に歯科鑄造用金銀パラジウム合金を使用した療養